

# 産業廃棄物処分業許可証

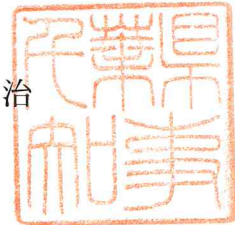
住 所 千葉県山武郡横芝光町篠本根切2番地14

氏 名 環境産業株式会社

代表取締役 中村 博明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年10月25日

許可の有効年月日 平成35年8月4日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

発酵による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 動植物性残さ、イ 汚泥（食物起因のものに限り、下水汚泥を除く。）  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

## 3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、処理施設、建屋及び配管等から臭気が漏えいしないよう維持管理を徹底すること。
- (2) 建屋出入口等の開閉は産業廃棄物の搬入、移動及び処理後物の搬出等に係る最小限とし、臭気の漏えい防止に努めること。
- (3) 脱臭設備の管理に当たっては、産業廃棄物処分業許可申請書に添付された「維持管理マニュアル」を遵守し、臭気が漏えいしないよう維持管理を徹底すること。
- (4) 上記(1)から(3)を遵守し、排出口における臭気濃度1000未満及び敷地境界における臭気濃度20未満を遵守することにより、悪臭の発生を防止すること。
- (5) 産業廃棄物の処理に当たっては、適切な工程管理を行うとともに、飛翔害虫駆除システムを適切に運用することにより、衛生害虫発生の防止に努めること。
- (6) 産業廃棄物処分業許可申請書に添付された「品質管理基準」を遵守することにより、処理後物による土壌汚染の防止に努めること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成25年8月5日 新規許可

平成30年10月25日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



## 許可証別紙

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵・堆肥化施設		動植物性残さ, 汚泥 51.3 t/日 (2.14 t/時×24時間) (平成25年3月15日)	1	千葉県山武郡 横芝光町篠本根切 22番14
付帯施設	整菌施設	345 m <sup>2</sup> 612 m <sup>3</sup>	1	
処理前物保管場		130 m <sup>2</sup> 236 m <sup>3</sup>	1	
屋内処理後物保管場		69 m <sup>2</sup> 156 m <sup>3</sup>	1	
屋外処理後物保管場 A		86 m <sup>2</sup> 171 m <sup>3</sup>	1	
屋外処理後物保管場 B		271 m <sup>2</sup> 600 m <sup>3</sup>	1	
屋外処理後物保管場 C		641 m <sup>2</sup> 1494 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

